

熊本県貿易振興資金融資制度要項（平成10年熊本県告示第306号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「300パーセント」を「400パーセント」に改める。

第7条第3項中「1.65パーセント」を「2.00パーセント」に改める。

第8条中「及び市町村税」を削る。

附 則

- この要項は、告示の日から施行する。
- この要項の施行の日前に、この要項による改正前の熊本県貿易振興資金融資制度要項の規定により貸付けがなされた資金については、なお従前の例による。

熊本県告示第363号

熊本県高度化事業促進資金融資制度要項を廃止する要項を次のように定める。

平成15年4月2日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県高度化事業促進資金融資制度要項を廃止する要項

熊本県高度化事業促進資金融資制度要項（平成2年熊本県告示第245号の10号）は、廃止する。

附 則

- この要項は、告示の日から施行する。
- この要項の施行の日前に、この要項による廃止前の熊本県高度化事業促進資金融資制度要項の規定により資金の貸付けがなされたものについては、なお従前の例による。

熊本県告示第364号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項第2号に定める区画整理事業の実施に伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次のとおり字の区域を変更する旨菊池市長から届出があった。

上記の届出に係る字の区域の変更は、当該事業に係る換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成15年4月2日

熊本県知事 潮 谷 義 子

変更前の大字	変更前の字	区 域	変更後の大字	変更後の字
弁 利	深目谷	807の2及びこの区域に隣接する道路である国有地の全部	下河原	下黒岩
弁 利	上深目	838の2	下河原	銭 坪
下河原	金 堂	1640の1の一部、1642の1の一部、1642の2の一部及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の一部	下河原	銭 坪
下河原	下黒岩	2557の2、2558の2、2558の3、2559、2560、2563の1及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部	下河原	黒 岩

熊本県告示第365号

熊本県土地利用基本計画（昭和50年熊本県告示第537号）の一部を変更したので、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第14項において準用する同条第13項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成15年4月2日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 熊本県土地利用基本計画図の変更地域別の概要

変更地域名	市町村名	変更部分の面積	変更を必要とする理由
植木森林地域	植木町	3haの縮小	現況森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。
長陽森林地域	長陽村	1haの縮小	同上
三加和森林地域	三加和町	3haの縮小	同上
坂本森林地域	坂本村	3haの縮小	同上
松橋森林地域	松橋町	1haの縮小	同上
天草自然保全地域 (新規指定)	天草町	23haの拡大	良好な自然環境の保全を図る必要があるため。